

## 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められている。

令和3年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿  
参議院議長 山 東 昭 子 殿  
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿  
総 務 大 臣 武 田 良 太 殿  
文部科学大臣 萩生田 光 一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

## 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は、加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

また、新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動への加配教員は長野県で60人であり、全355校での授業時間増に対して、不十分な配置状況となっている。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は「学校の新しい生活様式」を公表した。ここで示された「身体的距離の確保」を実施するためには、現行の学級定員のままでは困難な状況である。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方公共団体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

### 記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	武田良太	殿
文部科学大臣	萩生田光一	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢悦子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	武田良太	殿
厚生労働大臣	田村憲久	殿
経済産業大臣	梶山弘志	殿
内閣官房長官	加藤勝信	殿
経済再生担当大臣	西村康稔	殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣	坂本哲志	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢悦子